

富士薬品グループ ビジネスパートナー行動規範

はじめに

富士薬品グループは、「ニーズに即応できる複合型医薬品企業として地域に拠点を置き、生活に寄り添う良質な健康サービスを進化させネットワークすることで、ひとの元気づけ、生活を支える」ことを企業理念とし、「とどけ、元気。つづけ、元気。」のスローガンのもと企業活動を推進しております。

この企業理念を実現するためには、企業活動を通じて地域社会はもとより、社会全体の持続的な発展に寄与していくことが不可欠であり、そのためにも、さまざまなステークホルダーから信頼される企業であり続ける必要があります。そこで富士薬品グループでは、働くすべての役員・従業員が社会に対して責任のある行動ができるよう、行動の指針となる「富士薬品グループ行動規範」を定めております。

また、富士薬品グループのビジネスパートナーのみなさまにおかれましてもこの考えをご理解のうえ、共に協力して取り組んでいただきたく、「富士薬品グループ取引先行動規範」を制定いたしました。本規範は、自社内にて周知しお取り組みいただくとともに、ビジネスパートナーのみなさまのグループ会社や請負業者、サプライヤー、ベンダー、その他委託業者様にも包含した取り組みとして周知いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本規範に反する行為が確認された場合は、富士薬品グループの担当者に報告するとともに、速やかに是正措置を実施、再発防止策をご徹底ください。

ビジネスパートナーのみなさまにおかれましては、相互信頼に基づく良好なパートナーシップを構築し、共に持続可能な社会の発展に貢献すべく、本規範へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 コンプライアンス

- ・すべての事業活動において、法令（条例、行政から出される通達などを含む。以下同じ。）、社会規範、社内規程等（これらを「ルール」と総称する。）を遵守する
- ・社会的要請に応じて健全な企業活動を行い、法令遵守意識を徹底する

(1) 政治・行政との健全な関係

- ・公務員との透明性の高い関係を維持し、公務員に対する贈答・接待は禁止
- ・政治家とは、透明性の高い関係を維持するよう心がけ、違法な政治献金・寄付金・利益供与は行わない

(2) 反社会的勢力への対処

- ・反社会的勢力・団体に対し毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない

- ・反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動をとる
- ・警察当局や関係外部団体、弁護士と緊密に連携し、役員・従業員の安全にも十分に配慮して、事案に対処する

(3) 動物愛護

- ・動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づいて適正に動物実験を行う
- ・できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する
- ・科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を削減する
- ・科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法の選択をする

(4) 資産の保全

- ・有形・無形を問わず、会社が持つ資産をルールに則り適正に管理し、業務目的以外に利用せず、他人の権利・財産についても侵害しない
- ・機密情報や個人情報が流出することのないよう常日頃からセキュリティを強く意識して行動し、業務上知り得た情報については、在職中はもとより退職後も所定の手続きによることなく開示・漏えいしない

2 商品およびサービスの安全・安定供給

- ・すべての商品・サービスについて、お客様の安全を第一に考え、ルールに則った、適切な商品安全管理をする
- ・商品およびサービスに関する情報は、お客様に適時適切に提供および開示する
- ・お客様からの問い合わせやご意見を真摯に受け止め、誠実に対応し、商品およびサービスの品質の維持、向上に反映させる
- ・適用される各国、地域の法令、社会規範を遵守した商品およびサービスを提供する
- ・災害時を想定して商品調達が確保されるよう事前に仕入先と約定するなど、安心と安全を追求し、お客様のニーズにかなう商品およびサービスを提供することに努める

3 公正な取引

- ・あらゆる取引において、独占禁止法、下請法、不正競争防止法、医薬品医療機器法、その他関連するルールを遵守し、自由・公正・透明な企業活動を行う
- ・人権や環境への配慮などの本規範における価値観を共有し、ビジネスパートナーと連携して社会的責任を果たす
- ・不正な手段により他社の営業秘密等を取得・使用しない

4 人権の尊重

- ・すべての人の人権を尊重し、差別につながる行為は行わない
- ・各個人の習慣や価値観、特性等に基づく多様性を重んじ、いかなる差別も一切容認しない
- ・社内規程においてあらゆるハラスメントを禁止するとともに、定期的な社内研修等を通じて、職場（取引先、顧客含む）からハラスメントを排除する

(1) 従業員のみなさまの就業環境の整備

- ・心身の健康保持・増進と健康で快適な就業環境の形成に取り組む
- ・あらゆる形態の強制労働、児童労働を排除するとともに、労働者の権利、労働時間、労働安全衛生などに関するルールを遵守し、適切な労務管理を行う
- ・あらゆるバックグラウンドを持つ従業員のみなさまの多様性・個性を尊重し、ひとりひとりが力を発揮できる就業環境を醸成する

5 環境との調和

- ・自然環境の保護拡大と資源の有効活用を大前提に、創意と工夫を凝らした企業活動を推進する
- ・事業活動を行う上でのあらゆる局面において、環境に関するルールを遵守するとともに、環境負荷軽減や環境保全の推進に取り組む
- ・様々な社内外のステークホルダーに、環境への取り組みに対する理解と環境意識の向上を図り、地域とのコミュニケーションを大切にし、地球環境保護の輪を広げる

6 地域社会との共生

- ・地域の健全な発展と快適で安心・安全な生活に資する事業活動を展開し、地域社会との共存共栄を目指す
- ・自然災害等からの復旧支援や、地域社会への協力など、事業活動を通じて地域社会の連携と協調を図る
- ・火災や環境事故の防止に向けた取り組みを徹底し、地域社会との共生を目指す

以上